



こんにちは、 日本共産党 井上けんじです

日本共産党南地区委員会 5371-9164 自宅 5(FAX 兼用) 6 9 1 - 3 3 2 3
日本共産党京都市会議員団 5 2 2 2 - 3 7 2 8 FAX 211-2130 '14年 5月 4日号
市会議員団ホームページ <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/cpgkyoto/> E-mail cpgkyoto@mbox.kyoto-inet.or.jp

平和憲法を、守ろう、守らせよう

5月3日は憲法記念日ですが、(1947年5月3日施行)、この日だけに限らず、日常的に、憲法を守る世論と運動を広げましょう。憲法をめぐる動きと市議会での質疑を紹介します。

憲法第九条

※ ※
：戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党憲法改正草案

※ ※ ※ ※
：戦争を放棄し、武力による威嚇又は武力の行使は、用いない。
前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。
我が国の平和と独立を確保するため、国防軍を保持する。
：国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。

われわれは、だれしも生きがいのある人生を願っている。人間として、それを主張する権利をもっている。そのためには、われわれの暮らしを守り育てて、これをいい暮らしにしなければならぬ。それを保障しているのが日本国憲法である。だから国民ひとりひとりがよく憲法を理解しこれを守らねばならぬ。
憲法を論議することは自由である。しかし守らねばならぬ日本国憲法が厳としてあることを知らねばならぬ。このごろ憲法を論議して憲法を守ることを無視している者のあることは遺憾というより情けないことである。

蜷川虎三(京都府知事)

一九七〇年五月

(当時の京都府発行の「ポケット憲法」より)

※ ※ ※ ※
自民党の目標は右のような憲法「改正」ですが、国民の反対が強いため、当面、現行憲法を強引に「解釈」して、戦争のできる国にしたいと狙っています。「現行憲法でも集団的自衛権は否定されていない」という理屈です。しかし集団的自衛権とは、同盟国(アメリカ)が海外で戦争したら、日本も参加できるといふことですから、これは、どう解釈しても、ムリな話です。世論調査でも反対

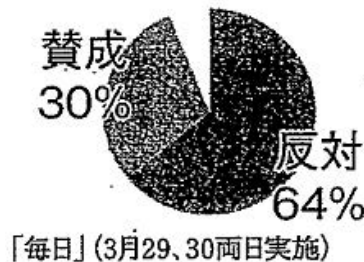
市長「憲法改正も視野に…」

政府ばかりでなく市長も「憲法改正」と言っています。道州制実現に向けて改正を、との要望書

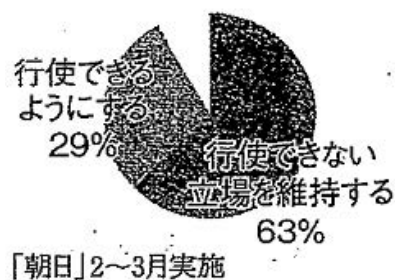
書を、昨年、政府与党に提出。九条でなくとも、今の時期に「改正」を言うのは、改憲策動を応援

が多数を占めています。

●集団的自衛権を行使可能にするための憲法解釈の変更に



●集団的自衛権について

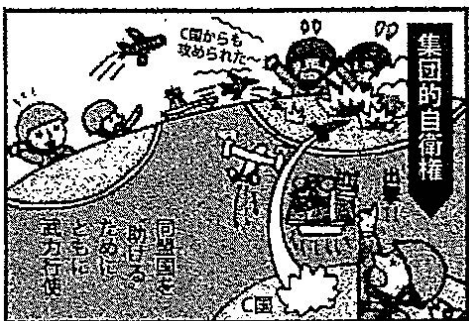
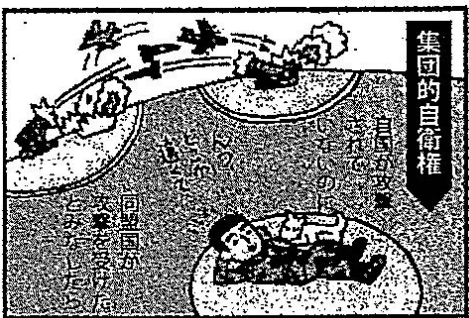


市長らの、政府与党に対する「道州制基本法案(骨子案)」に対する申し入れ(抜粋) ……

4、憲法改正=憲法改正も視野に入れるべき…統治機構の改革をめざすには、例えば、道州制を憲法上に明記する等、憲法改正も視野に入れるべき。…

平成25年4月30日
大阪市長 橋下 徹
京都府知事 山田啓二
京都市長 門川大作

平和委員会が作成した、集団的自衛権行使を告発・批判したマンガより転載させて頂きました。



することになるのは明らかです。道州制も、財界本位に自治体を再編(府県をなくす)することで二重に大問題だと言わなければなりません。
昨秋の井上議員の質疑を紹介します。
井上議員「憲法改正要望書の趣旨は?」
市長「憲法改正の議論を行うこと自体を排除すべきでないという立場。井上議員「議論」ではなく、市長自身が「憲法改正を視野に」と具体的に書いているからこそ質問している。一般論にすり替えてはダメだ。